

# 嶺南広域行政組合補助金等交付規則

平成12年3月15日

規則第1号

改正 平成31年4月12日規則第1号

令和3年4月1日規則第1号

## (目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、嶺南広域行政組合（以下「組合」という。）が組合以外の者に対して交付する補助金、その他相当の反対給付を受けない給付金で別に定めるものをいう。

2 この規則において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、組合以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものをいう。

5 この規則において「間接補助事業」とは、前項の給付金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者」とは、間接補助事業を行う者をいう。

## (補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前年度以前又は当該年度において既に完了した事務又は事業に対し、その実績に基づき補助金等の交付を申請しようとする場合にあっては、「事業実施計画書」とあるのは「事業実績報告書」と、「収支予算書」とあるのは「収支決算（見込）書」とする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号のほか管理者が必要があると認める書類

3 管理者は、前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第4条 管理者は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 管理者は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付の条件)

第5条 管理者は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる条件を付するものとする。ただし、第3条第2項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(管理者の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、管理者の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに管理者に届出ること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び状況を書面により速やかに管理者に報告して、その指示を受けること。

(4) 前各号のほか管理者が必要があると認める事項。

(補助金等の決定の通知)

第6条 管理者は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書(様式第2号)により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 第5条第1号に規定する管理者の承認を受けようとする者は、補助金等変更交付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 管理者は、前項の変更承認申請があったときはその内容について審査し、承認すべきものと認めるときは、補助金等変更交付決定通知書(様式第4号)により変更の承認を受けようとする者に通知するものとする。

3 第5条第2号の規定による届出をしようとするものは、補助事業中止(廃止)届(様式第5号)を提出しなければならない。

4 前項の規定による廃止の届出があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定

はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 管理者は、補助金等の交付の決定をした後において、天災地変その他の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に実施した部分については、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定により交付の決定の取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、その旨及び理由を記載した書面で補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(補助事業及び間接補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 間接補助事業者は、法令等の定め並びに間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業を行わなければならない。間接補助金等を他の用途に使用してはならない。

(補助事業の状況報告等)

第10条 管理者は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は関係吏員に調査させることができる。

(補助事業の遂行等の命令)

第11条 管理者は、前条の報告等により補助事業が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 管理者は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、第3条第2項ただし書に該当する場合及び管理者が補助金等の性質、その他特別の理由により提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 補助事業が完了したとき。

(2) 補助事業が完了しない場合で、補助金等の交付の決定に係る組合の会計年度が終了したとき。

(補助金等の額の確定等)

第13条 管理者は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、前条ただし書に該当する場合にあっては、第4条の規定による交付の決定があったときに補助金等の額の確定があったものとみなす。

(是正のための措置)

第14条 管理者は、前条の規定による審査及び現地調査等の結果、当該報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者につき、これに適合させるための措置を執るべきことを補助事業者に対し、命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令にしたがって行う補助事業について準用する。

(補助金等の交付)

第15条 補助金等の支払いは、第13条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後、補助金交付請求書（様式第8号）により行うものとする。ただし、管理者が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

(決定の取消し)

第16条 管理者は、補助事業者が補助金等を他の用途へ使用し、その他補助事業者に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規則又はこの規則に基づく管理者の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

2 管理者は、間接補助事業者が間接補助金等を他の用途へ使用し、その他間接補助事業に関してこの規則に違反したときは、補助事業者に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後において

ても適用があるものとする。

- 4 第1項又は第2項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、補助金等取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第17条 管理者は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 管理者は、補助事業者に交付すべく補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 3 前2項の返還を命ずるときは、補助金等返還通知書（様式第7号、様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（延滞金）

第18条 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日からの納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した延滞金を組合に納付しなければならない。

- 2 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止）

第19条 管理者は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ当該補助金等又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止するものとする。

（財産の処分の制限）

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部を返還し、又は補助金等の交付の目的及び耐用年数を考慮して管理者が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月12日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

嶺南広域行政組合

管理者

殿

申請者 住 所

氏 名

法人にあつては名称

および代表者の氏名

補助金等交付申請書

年度 事業について、補助金等の交付を受けたいので、嶺南広域行政組合補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の完了の予定期日及び実施の計画
- 4 交付申請額
- 5 交付申請額の算出方法
- 6 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 7 添付書類
  - (1) 事業実施計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 何々

住所

氏名

殿

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

嶺南広域行政組合

管理者

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあつた 年度（補助金等の名称）については、嶺南広域行政組合補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金等の交付決定額は、 円とします。
- 2 補助金等の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け補助金等交付申請書に記載のとおりとします。
- 3 補助金等の交付条件は、次のとおりです。
  - (1) 次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者の承認又は指示を受けてください。
    - ア 補助事業の内容又は経費の配分の変更（管理者の定めた軽微な変更を除く。）をするとき。
    - イ 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
    - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。
  - (2) 次の各号の一に該当するときは、速やかに補助事業の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて管理者に提出してください。
    - ア 補助事業が完了したとき。
    - イ 補助事業が完了しない場合で、組合の会計年度が終了したとき。
  - (3) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を補助事業の属する会計年度終了後5年間整理保存してください。



嶺南広域行政組合指令 第 号  
年 月 日

住所

氏名 殿

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

嶺南広域行政組合  
管理者

補助金等変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 事業の計画変更につ  
いては、申請のとおりこれを承認し、 年 月 日付け嶺南広域行政組合指令  
第 号の補助金等交付決定通知書の一部を次のとおり変更しましたので通知します。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 変更前の交付決定額 | 円 |
| 2 変更後の交付決定額 | 円 |

年 月 日

嶺南広域行政組合  
管理者

殿

申請者 住 所  
氏 名

法人にあつては名称  
および代表者の氏名

補助事業中止（廃止）届

年 月 日付け嶺南広域行政組合指令 第 号で交付決定を受けた  
年度 事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、嶺南広域行政  
組合補助金等交付規則第7条第3項の規定により届出ます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間

年 月 日

嶺南広域行政組合

管理者

殿

補助事業者

住 所

氏 名

法人にあつては名称

および代表者の氏名

年度 事業実績報告書

年 月 日付け嶺南広域行政組合指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた 事業が完了したので、嶺南広域行政組合補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金等の交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
  - (1) 収支決算書
  - (2) 何々

年 月 日

嶺南広域行政組合

管理者

殿

補助事業者

住 所

氏 名

法人にあつては名称

および代表者の氏名

年度 事業実績報告書

年 月 日付け嶺南広域行政組合指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた 事業が完了したので、嶺南広域行政組合補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添え、別表のとおり報告します。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績				翌年度繰越額			事業実施期間		摘要		
	事業費A	補助基本額	補助金額	事業費支払実績				事業進捗率	補助金受入額	事業費C	補助金額	C / A		着手年月日	完了予定年月日
				支払済額	支払義務額	計B	B / A								

- 備考
- 1 建設事業に係る補助金等の実績報告は、本様式を使用のこと。
  - 2 事業名の欄は、必要に応じ、工事箇所等に細分して記載すること。
  - 3 本様式によりがたいものについては、この表に準じて作成すること。

様式第7号（第13条、第17条関係）

嶺南広域行政組合指令 第 号  
年 月 日

住所

氏名 殿

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

嶺南広域行政組合  
管理者

補助金等確定（返還）通知書

年 月 日付け嶺南広域行政組合指令 第 号で交付の決定をしました  
年度（補助金等の名称）については、嶺南広域行政組合補助金等交付規則第13条  
の規定により次のとおりその額を確定しましたので通知します。（なお、既に交付した  
補助金等については、同規則第17条第2項の規定により次のとおりその返還を命じます。）

記

- |   |       |        |
|---|-------|--------|
| 1 | 交付決定額 | 円      |
| 2 | 交付確定額 | 円      |
| 3 | （返還金額 | 円）     |
| 4 | （返還期限 | 年 月 日） |

様式第8号（第15条関係）（その1）

年 月 日

嶺南広域行政組合

管理者

殿

補助事業者

住 所

氏 名

法人にあつては名称

および代表者の氏名

年度（補助金等の名称） 交付請求書

年 月 日付け嶺南広域行政組合指令 第 号で額の確定の通知の

あつたみだしの補助金

円を交付されるよう嶺南広域行政組

合補助金等交付規則第15条の規定により請求します。

年 月 日

嶺南広域行政組合

管理者

殿

補助事業者

住 所

氏 名

法人にあつては名称

および代表者の氏名

年度（補助金等の名称） 交付請求書（前金払、概算払）

年 月 日付け嶺南広域行政組合指令 第 号で交付決定のあった  
みだしの補助金 円を交付されるよう嶺南広域行政組合補助  
金等交付規則第15条の規定により請求します。

様式第9号（第16条、第17条関係）

嶺南広域行政組合指令 第 号  
年 月 日

住所

氏名 殿

法人にあつては、名称及び代表者の

氏名

嶺南広域行政組合  
管理者

### 補助金等取消（返還）通知書

年 月 日付け嶺南広域行政組合指令 第 号で交付の決定をしました  
年度（補助金等の名称）について、嶺南広域行政組合補助金等交付規則第16条  
の規定に基づき、補助金等の交付の決定（の一部）を次のとおり取消しましたので、同条  
第4項の規定により通知します。

（なお、既に交付した補助金等については、同規則第17条第1項の規定により次のと  
おりその返還を命じます。）

### 記

- 1 取消しの理由
- 2 補助金等の交付決定済額 円
- 3 補助金等の取消額 円
- 4 取消し後の補助金等の額 円
- 5 （返還金額 円）
- 6 （返還期限 年 月 日）